

## 三菱東京 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定等の 内容変更にかかるお知らせ

1. 【変更対象】三菱東京 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定  
【変更点】反社会的勢力の排除に関する条項が追記されました。(平成 21 年 11 月 2 日付)

変更前	なし
変更後	<p>第 25 条 (反社会的勢力の排除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 借主は、借主または保証人（ローン契約に関する借主と保証会社との間の保証委託契約にもとづく借主の保証会社に対する債務の保証人を含む。本条において以下同じ。）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団</li> <li>(2) 暴力団員</li> <li>(3) 暴力団準構成員</li> <li>(4) 暴力団関係企業</li> <li>(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</li> <li>(6) その他前各号に準ずる者</li> </ol> </li> <li>2. 借主は、借主または保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力的な要求行為</li> <li>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</li> <li>(3) ローン契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</li> <li>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為</li> <li>(5) その他前各号に準ずる行為</li> </ol> </li> <li>3. 借主または保証人が、第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主とのローン契約を継続することが不適切である場合には、借主は、銀行からの請求によって、ローン契約による債務全額について期限の利益を失い、ローン契約借入要項に定める返済方法によらず、直ちにローン契約による債務全額を返済するものとします。</li> <li>4. 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。</li> </ol>

2. 【変更対象】三菱東京 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定  
【変更点】会話内容の記録に関する条項が追記されます。(平成 22 年 11 月 8 日付)

変更前	なし
変更後	<p>第 26 条 (会話内容の記録)</p> <p>当行は、お客さまからのお申し出内容を正確に把握するため、基本契約の成立・不成立に関わらず、電話によるお客さまと当行の会話内容を録音により記録し、相当期間保管することがあります。</p>

3. 【変更対象】三菱東京 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」保証委託約款  
【変更点】保証の中止・解約・終了に関する条項に反社会的勢力の排除に関する内容が追記されました。(平成 21 年 11 月 2 日付)

変更前	<p>第 5 条 (中止・解約・終了)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。</li> <li>2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。</li> <li>3. 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取扱いをしたとしても異議ありません。</li> </ol>
変更後	<p>第 5 条 (中止・解約・終了)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。</li> <li>2. <u>私が下記の各号の 1 つにでも該当した場合には、保証会社はこの保証を解約することができます。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合</u></li> <li>(2) <u>私が銀行もしくは保証会社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむをえない事由が生じた場合</u></li> </ol> </li> <li>3. 前項および前々項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。</li> <li>4. 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取扱いをしたとしても異議ありません。</li> </ol>